

公益法人制度改革の概要 (その2)

前号(その1)で、公益法人制度が大幅に変わり、平成25年11月末までに従来の法人は、公益社団法人か一般社団法人のいずれかに移行する選択肢があること、また、公益社団法人への移行認定を受けるには、公益目的事業費比率の50%以上の確保が必要であることなどを説明しました。今回は、公益社団と一般社団のメリット・デメリット等を説明します。



	公益社団法人の認定を受ける場合	一般社団法人の認可を受ける場合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ①公益社団法人という名称を使用し、差別化できる。 ②社会的信用が付与され、公的機関等からの支援が受けやすくなる。 ③税制面では、公益目的事業は非課税、寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当。 	<ul style="list-style-type: none"> ①公益目的支出計画に沿って確實に実施する以外は事業実施に制約がないこと。 ②一般法人になってから、何年後にも公益認定申請できること。 ③会員会費が主な収入源である団体は、会員対象の事業が展開しやすいこと。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ①公益目的事業費比率を全支出費の50%以上を維持しなければならないこと。 ②経理的基礎・技術的能力を有すること、関係者に特別の利益を与えない、収支相償が見込まれること、遊休財産が制限を超えないこと等移行後も遵守する必要がある。 ③事業費比率50%以上の公益目的事業を会費徴収する会員にメリットが薄まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①公益社団法人という名称を使用できないことから、公益社団法人より社会的評価が低下する可能性がある。 ②税制面では、寄附優遇措置がないこと。非営利性が徹底された法人は収益事業に課税。
準備しなければならないこと	<ul style="list-style-type: none"> ①公益認定の申請（事業内容の見直し、公益目的事業費比率50%以上確保） ②定款の見直し（目的・運営内容・組織の見直し等） ③経理能力の強化（区分経理、新会計基準の導入、公認会計士等の関与） ④その他公益認定基準への適合 	<ul style="list-style-type: none"> ①移行時の純資産額を基礎にした公益目的財産額がある法人は、公益目的計画を作成すること。 ②定款の見直し ③経理能力の強化（区分経理、新会計基準の導入） ④その他移行認可基準への適合

秋季環境美化活動を実施

当協会では、春季（5月30日：ごみゼロ）と秋季（11月27日：協会設立日）の年2回を、「環境美化啓発推進日」とし、地域の環境美化活動に積極的に参加しています。春季は2,000人以上の多くの会員の方に参加頂きました。秋季の活動、若しくは定期的に活動されている場合も協会までご報告をお願いします。



秋季環境美化活動の状況

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

シリーズ
第2回

三重県では、新たに「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下、「新条例」という。）」を制定し、平成21年4月1日から施行したところです。第1回では「産業廃棄物の保管場所の届出」を解説しました。今回は新条例において新たに規定した事項6つのうち、次の2つの事項を解説します。

②指定特別管理産業廃棄物に係る報告等（条例第9条～第12条）

従来から三重県生活環境の保全に関する条例により、県外排出事業者に対し、一定量を越える産業廃棄物を、県内で処分するために搬入する場合には届出義務を課していました。

しかしながら、有害産業廃棄物の県外からの搬入に関しては、これらの処理に関する情報が十分に提供されていないことによる、処理施設の周辺住民の不安感等があるものと考えられます。

そのため、特別管理産業廃棄物のうち条例及び規則で定めるものを指定特別管理産業廃棄物として規定し、県内への搬入については届出の義務を課し、県内に搬入する必要性を含めてその内容等を情報提供することにより透明化を図るものとしています。

◇県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、搬入する場合は（契約処分量200t以上かつ200m³以上の場合）、搬入する15日前までに、種類、数量、処分方法、期間等を県に届け出してください。

◇指定有害産業廃棄物を県内で処分するため、搬入する場合は（契約処分量50t以上かつ50m³以上の場合）、搬入する20日前までに、種類、数量、処分方法、期間等を県に届け出してください。

③土地所有者等の義務（条例第13条～第15条）

産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理については、廃棄物処理法の罰則強化や監視指導の拡充等にもかかわらず、後を絶たない状況であり、生活環境への悪影響が懸念される事例も発生しています。

この背景には、安易な土地の提供や、その使用状況の確認不足等の土地所有者等の産業廃棄物の適正処理に対する認識が低いことが、要因の一つになっていると考えられます。

また、土地所有者等が借地人等の持ち込んだ産業廃棄物の保管方法に問題があることに気づきながらも、黙認するなど適切な対応を怠ることで、産業廃棄物が大量に不適正保管され、原因者（借地人等）の資力では速やかな改善が不可能な状態となってしまうことがあります。

そのため、不適正な処理の未然防止や早期発見、早期対応ができるよう、土地所有者等が産業廃棄物を取り扱う者に土地を貸す場合には、あらかじめ土地の使用方法を確認するとともに、不適正な処理を発見した場合は、その処理の中止の請求や知事に通報する規定を設けています。

新条例に関するお問い合わせは、三重県環境森林部廃棄物対策室（電話059-224-2475）、又は、お近くの県環境事務所までお願いします。

また、ホームページ（三重の環境と森林http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/jyourei/sanpai/sanpajorei.htm）に条例本文及び逐条解説を掲載しております。

三重県行政との懇談会を開催

平成21年11月12日(木)津市内で、三重県環境森林部廃棄物対策室及び廃棄物監視・指導室と当協会木村会長以下三役、関係委員会委員等が会員から示された下記の要望内容で会談しました。

①優良性評価制度について

- ・適合確認の審査を隨時受け付け可能としていただきたい。1つの業の許可で適合済みの業者は他の業の許可では審査なしで、適合確認となるようにしてほしい。
- ・情報公開内容については、更新すべき回数を緩和してほしい。

②公益社団法人化について

- ・公益法人改革に伴い、平成25年11月末までに公益社団か一般社団への移行完了が迫られているが、平成22年度中には当協会でも方向性を決める予定。
- ・公益社団の場合事業比率50%確保が必要で、県との協働事業等の支援をお願いしたい。

③環境パトロールについて

- ・県の環境パトロールの実態を伺いたい。

④三重県の産業廃棄物行政指導について

- ・産業廃棄物処理施設を設置する場合、県指導要綱により周辺住民の同意を求めているが、許可を得るまで多大な経費と時間がかかるので、同意をなくしてほしい。



産廃処理優良企業を視察

平成21年10月20日(火)当協会排出事業者部会事業としていなべ市内にあるエス・エヌ・ケー・テクノ株北勢工場の処理施設と桑名市五反田の産業廃棄物不法投棄（行政代執行）現場への視察研修会を行いました。